

亀山市告示第72号

亀山市自主防災組織に対する防災資機材購入等補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年3月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市自主防災組織に対する防災資機材購入等補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市自主防災組織に対する防災資機材購入等補助金交付要綱（平成17年亀山市告示第150号）の一部を次のように改正する。

第1条中「又は修繕した」を「又は修繕しようとする」に改める。

第5条の見出し中「補助金の額」を「補助金の額等」に改め、同条各号列記以外の部分中「定める額」の次に「の合計額（15万円を超える場合は、15万円）」を加え、同条各号中「年額」を削り、同条に次の1項を加える。

2 補助金は、1 自主防災組織につき各年度において1回を限度として交付する。

様式第1号中 「

補助対象額（ + ）
交付申請額

 を

「

補助対象額 （ + ）
交付申請額 （ の額と15万円とを比較していずれか少ない額 ）

 に改める。」

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。